ネットワーク管理規程

改廃履歴

で Rev		実 施 日
1. 0	初版	2005. 04. 01
1. 1	機構改革に伴う部署変更 第4条	2006. 04. 01
1. 2	利用者 I D申請の様式を明示、添付 第7条	2006. 08. 01
1. 3	第4条(2) 「ネットワーク管理担当者を置く」追記 第8条 一部削除 第21条 特権 I Dについて、申請か ら保管までを明確化 第34条、第36条 ネットワーク管理 責任者→主管部署	2006. 11. 01
1. 4	第37条 改廃の承認 社長→副社長	2008. 10. 30
1.5	第4条 業務個別LANを削除	2009. 07. 21
1.6	関連規程に記述の情報セキュリティポリシー対策基準を情報セキュリティ対策規 程に変更。	2010. 01. 08
1. 7	規程作成細則実施に伴う書式変更	2010. 04. 01
1.8	第37条 条文の削除	2010. 08. 31
1. 9	様式1の変更	2011. 04. 01
2. 0	統合ネットワークの追加、LAN アクセス権の見直し	2012. 06. 01
2. 1	目次の見直し	2013. 08. 01
3. 0	CSIRT 設置に伴う変更	2016. 09. 01
3. 1	様式1のCSIRT 設置に伴う検印欄(部長検印)の追加	2016. 11. 21
3. 2	元号改正に伴う改正(様式1)	2019. 05. 01
3, 3	関連規程改正により変更	2020. 03. 01

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
3. 4	パスワード有効期限の見直し	2021. 12. 01

関連規程

情報セキュリティ対策規程:情報セキュリティ委員会

システム運用管理規程:運用部門の長

アクセス制御管理規程:運用部門の長

本規程(ネットワーク管理規程): 運用部門の長

目 次

第 1 章 第 1条	総則 1 目的
第 2条	
	適用範囲
	管理体制
	統合ネットワークの利用 2
	利用範囲
	ネットワーク認証
	領域分割
	共有ネットワーク
	利用申請
第10条	ネットワーク構成の登録・変更・削除
第 3 章	社内LAN・構内VLANの利用2
第11条	利用者ID管理運用
第12条	利用者ID対象者
第13条	利用者ID申請
第14条	利用者 I D登録・変更・削除
第15条	利用者ID使用範囲
第16条	利用者ID監視
第17条	個人パスワードの管理
第18条	パスワードの有効期限
第19条	パスワードの初期化
第20条	初期パスワードの設定
第21条	資源へのアクセス権
第22条	アクセス権の単位
	アクセス権の申請
	利用者の異動
	アクセス権を利用したデータの保護
第26条	
	ウイルス対策
第 4 章	インターネットの利用 4
第28条	メールアドレスの交付
第29条	メールアドレスの返還
第30条	メールの利用
第31条	ホームページへのアクセス
第32条	ホームページ閲覧の監視
第33条	利用方法
第34条	ファイルのダウンロードおよびアップロード
第35条	会員登録が必要なページへのアクセス

第 5 章	外部接続	5
第36条	外部からの接続形態	
第37条	利用範囲	
第38条	利用の監視	
第39条	利用申請	
第40条	アクセス方法	
第41条	利用停止	

ネットワーク管理規程

規程番号 5004-0000-00-規制 定 日 2005年 4月 1日

改正日 2021年12月 1日

第 1 章 総則

(目的)

第 1条 本規程は、当社の円滑な業務推進に資するべく、当社が設置するネットワークおよびネットワークに接続されている機器およびこれらのセキュリティ対策のために必要な事項を定める。

(定義)

- 第 2条 用語の定義は次のとおりとする。
 - (1) 社内ネットワークとは、次のネットワークをいう。
 - ① 統合ネットワークとは、JASTEMおよび県域システムのネットワークサービスを 提供するネットワークをいう。
 - ② 社内LANとは、社内に設置された業務遂行のためのLANで、OA系セグメントと 開発系セグメントおよび共通セグメントをいう。
 - ③ 構内VLANとは、受託業務のサーバ等を接続する受託業務系セグメント (業務の必要性に応じてセグメン細分化)、JAイントラネットの接続ポイントを持つJA接続イントラセグメントをいう。なお、社内LANも構内に接続される。
 - ④ インターネットセグメントとは、DMZセグメントとプロバイダ接続ネットワークをいう。

(適用範囲)

- 第 3条 本規程の適用範囲は、社内ネットワークにて運用・管理される次の項目とする。
 - (1)情報資産
 - (2)情報資産の管理業務
 - (3)情報資産を取り扱う利用者
 - (4) 情報資産を取り扱うためのハードウェア、ソフトウェア、記録媒体

(管理体制)

- 第 4条 管理体制は次のとおりとする。
 - (1) ネットワーク管理にかかる主管部署は運用部とし、ネットワーク管理担当者を置く。
 - ① 統合ネットワーク
 - ② 社内LAN (OA系セグメント、開発系セグメント、共通セグメント)
 - ③ 構内VLAN (受託業務系セグメント、JA接続イントラセグメント)
 - ④ インターネットセグメント (DMZ, プロバイダ)

第 2 章 統合ネットワークの利用

(利用範囲)

- 第 5条 統合ネットワークの利用範囲は次のとおりとする。
 - (1) JASTEMネットワーク
 - (2) 信用イントラネットシステムネットワーク
 - (3) 管理・経済情報システムネットワーク
 - (4) IAイントラシステムネットワーク

(ネットワーク認証)

- 第 6条 統合ネットワークに接続するネットワーク認証管理は次のとおりとする。
 - (1) 専用線は、セキュリティが確保されたネットワークなので認証は行わない。
 - (2) フレッツ回線は、NTTの認証サーバーにて回線認証を行う。
 - (3) ISDN回線は、発番号とCHAP認証を行う。

(領域分割)

第 7条 第5条で定めたネットワークで領域を分割する。

(共有ネットワーク)

第 8条 個別に分割されたネットワーク領域間での共有は認めない。 ただし、業務遂行上必要と運用部門の長が認めた場合は、必要な範囲のみ限定して共有を認める。

(利用申請)

第 9条 統合ネットワーク利用の登録・変更・削除申請は、「回線申請依頼書(三重県)」により利用者が申請手続きを行う。

(ネットワーク構成の登録・変更・削除)

第10条 統合ネットワーク構成の登録・変更・削除作業は、主管部署が行う。

第 3 章 社内LAN・構内VLANの利用

(利用者 I D管理運用)

- 第11条 社内LAN・構内VLANの利用者ID管理は主管部署が行う。
 - 2 主管部署は登録作業において同じ利用者 I Dを別の利用者に付与してはならない。
 - 3 主管部署は必要のない利用者 I Dおよび特権 I Dがないか毎年5月と11月に検査し、あれば削除する。

(利用者 I D対象者)

第12条 雇員、パートタイム社員および派遣社員は、所属部門の情報セキュリティ責任者の判断により業務上必要と認める人に対し付与する。外部委託会社の要員は、外部委託契約上必要な範囲に限定して付与する。

(利用者 I D申請)

- 第13条 利用者 I Dの登録・変更・削除申請は、「ユーザー/グループ登録依頼書(様式1)」により、所属部門の情報セキュリティ責任者の承認を得て、次の手続きにて申請する。
 - (1) 登録は配属部署が申請手続を行う。
 - (2) 異動に伴う変更は、転入部署が申請手続を行う。

(3) 退職および派遣業務終了等で不要になった利用者 I Dの削除は最終所属部署が申請手続を行う。

(利用者 I D登録・変更・削除)

第14条 利用者IDの登録・変更・削除申請の受付および登録作業は、主管部署が行う。

(利用者 I D使用範囲)

第15条 利用者 I Dの使用は、業務上の範囲に限るものとし、私的な利用をしてはならない。

(利用者 I D監視)

第16条 利用者 I Dの利用状況については、主管部署にてログ(取引記録)分析により監視を行う。 不審な利用が発見された場合は、速やかに運用部門の長へ報告する。

(個人パスワードの管理)

第17条 使用者はパスワードの管理にあたって、自己のパスワードを他者に知られないよう管理する。

(パスワードの有効期限)

第18条 パスワードの有効期限は設定しない。ただし、システムにより有効期限の設定に制限がある場合はそれに従う。

(パスワードの初期化)

- 第19条 利用者は、パスワードの初期化が必要な事態が発生した場合は、所属部門の情報セキュリティ責任者の承認を得て、主管部署に申請を行う。
 - 2 主管部署はパスワードの初期化を行い、申請者に結果を通知する。また、通知を受けた利用者は速やかに初期化されたパスワードを正式なパスワードに変更して使用する。

(初期パスワードの設定)

第20条 初期パスワードの管理は主管部署とする。初期設定は主管部署が行う。

(資源へのアクセス権)

- 第21条 資源へのアクセス権は次のとおりとする。
 - (1) 社内LAN
 - ① 社員

社員には、OA系セグメントの資源へのアクセス権を付与する。また、開発系セグメントの資源については、開発担当者のみアクセス権を付与する。

- ② 雇員、パートタイム社員および派遣社員 雇員、パートタイム社員および派遣社員には、所属部門の情報セキュリティ責任者が必要と認めた者に、職務範囲に応じた資源へのアクセス権を付与する。
- ③ 外部委託会社要員

外部委託会社要員には、開発系セグメントに限定してアクセス権を付与する。ただし、 所属部門の情報セキュリティ責任者の判断により、職務範囲に応じてOA系セグメント の資源へのアクセス権を付与する。

- ④ サーバ管理者 サーバ管理者には、管理対象サーバ内の全資源に対してアクセス権を付与する。
- (2) 構内VLAN
 - 社員

社員には、所属部門の情報セキュリティ責任者が必要と認めた者に対し、職務範囲に応じた資源へのアクセス権を付与する。

- ② 雇員、パートタイム社員および派遣社員 雇員、パートタイム社員および派遣社員には、所属部門の情報セキュリティ責任者が必要と認めた者に対し、職務範囲に応じた資源へのアクセス権を付与する。
- ③ 外部委託会社要員 外部委託会社要員には、所属部門の情報セキュリティ責任者が必要と認めた者に対し、 職務範囲に応じた資源へのアクセス権を付与する。
- ④ サーバ管理者 サーバ管理者には、管理対象サーバ内の全資源に対してアクセス権を付与する。

(アクセス権の単位)

第22条 アクセス権は使用者個人、所属部署又はプロジェクト (グループ、チーム) 単位で設定する。

(アクセス権の申請)

第23条 アクセス権の申請は所属部門の情報セキュリティ責任者の許可を得て、主管部署に提出する。

(利用者の異動)

第24条 部署間で異動が発生した場合は、旧部署での業務引継ぎが完了した時点で、速やかに主管 部署にアクセス権の変更を依頼する。

(アクセス権を利用したデータの保護)

第25条 利用者は利用している情報の公開範囲を認識しファイルサーバ等の適切な場所に保存する。

(特権 I D)

第26条 特権 I Dの申請受付および登録作業は、主管部署が行う。業務上必要な最小限の権限を付与することとし、通常業務の I Dとは別に設定する。

また、主管部署は、登録の記録を保管する。

(ウイルス対策)

第27条 ウイルス対策にかかる管理は、別途定める「情報セキュリティインシデント対策管理規程」 による。

第 4 章 インターネットの利用

(メールアドレスの交付)

- 第28条 メールアドレスの交付は次のとおりとする。
 - (1) 社員へのメールアドレスの交付 社員には原則個人ごとにメールアドレスを交付する。
 - (2) 雇員、パートタイム社員および派遣社員へのメールアドレスの交付 原則禁止とする。ただし、所属部門の情報セキュリティ責任者の判断により、業務上必要 な場合は交付可能とする。
 - (3) 外部委託会社要員へのメールアドレスの交付

原則禁止とする。ただし、所属部門の情報セキュリティ責任者の判断により、業務上必要な場合は交付可能とする。

(4) その他個人以外に割り当てるメールアドレスの交付 所属部門の情報セキュリティ責任者の判断により、業務上必要な場合は交付する。

(メールアドレスの返還)

第29条 メールアドレス取得者が異動、退職等になった場合には、該当部門の情報セキュリティ責任者は速やかに主管部署宛に変更(削除)通知をする。

(メールの利用)

第30条 メール利用にかかる管理は別途定める「電子メール利用規程」による。

(ホームページへのアクセス)

第31条 ホームページへのアクセスは、業務上の範囲に限るものとし、私的な利用をしてはならない。

(ホームページ閲覧の監視)

第32条 ホームページアクセスの利用状況はネットワーク管理者および主管部署にて、ログ(閲覧 履歴)により監視を行うことができる。

(利用方法)

第33条 ホームページへのアクセスは、社内LANのOA系セグメントへのアクセス権限保有者とする。

(ファイルのダウンロードおよびアップロード)

第34条 業務上の利用によりホームページ等からファイルの取込み(ダウンロード)等を行う場合 には、必ずウイルスチェックを実施する。また、ファイルの登録(アップロード)は、原則 禁止する。業務上の利用が必要な場合は、所属部門の情報セキュリティ責任者の承認を得て 行う。

(会員登録が必要なページへのアクセス)

第35条 会員登録が必要なWebヘアクセスする必要が生じた場合は、その都度、所属部門の情報 セキュリティ責任者の許可を得る。有料情報へのアクセスは、所属部門の情報セキュリティ 責任者の承認を得て行う。

第 5 章 外部接続

(外部からの接続形態)

- 第36条 外部接続とは、次の接続形態にて外部より社内ネットワークに接続するものをいう。
 - (1) リモートメンテナンス 保守契約ベンダーがリモートメンテナンスの為保守対象資源に接続
 - (2) 直接接続 客先より直接社内ネットワークに接続
 - (3) SOHO接続専用線、ISDN回線によるダイアルアップ接続

(4) 外部常駐先接続

PHS、携帯電話、ISDN回線、一般公衆回線によるダイアルアップ接続

(5) モバイル接続

PHS、携帯電話、一般公衆回線によるダイアルアップ接続、設置場所不定

(利用範囲)

第37条 外部接続の使用は、業務上の範囲に限るものとし、私的な利用をしてはならない。

(利用の監視)

第38条 外部接続の利用状況については、ネットワーク管理者および主管部署にて、ログ (閲覧履歴) により監視を行うことができる。

(利用申請)

第39条 外部からの接続(アクセス)は、システム環境設置時に利用者が所属部門の情報セキュリティ責任者の承認を得て、主管部署に申請する。

(アクセス方法)

第40条 外部接続を使用する場合は、必要時間帯以外は接続を切る、ダイヤルアップ時はパスワード認証のほか相手電話番号認証またはコールバック方式とする等のセキュリティ保護手順を使用し接続する。

(利用停止)

第41条 外部接続が不要または変更になった場合、また保守契約を停止した場合には、速やかに接続不能の措置をとり、主管部署に変更(削除)申請する。